

公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定について

高島市上下水道包括的業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり参加者を募集します。

令和８年９月２５日

高島市長 今城 克啓

１ 業務の概要

(1) 業務名 令和８年度 水道第７１号 高島市上下水道包括的業務委託

(2) 業務の目的

民間事業者がもつノウハウを活用することにより、お客様サービスの向上および効率的な事業運営と経営コストの縮減を行う。

(3) 業務内容

窓口、受付業務

検針業務

賦課調定、収納業務

滞納整理業務

給水停止措置に係る業務

料金システム事務処理業務

その他上下水道料金に付随する業務

(4) 業務期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

２ 参加資格

１の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定する者に該当しない者であること。

(3) 高島市から指名停止を現に受けていないこと。

(4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による業務提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を高島市上下水道包括的業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

高島市役所都市整備部上下水道課（担当 宮川）

電話 0740-25-8574 FAX 0740-25-8575

電子メールアドレス jougesui@city.takashima.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年9月25日（金）10時から令和8年10月26日（月）15時まで。ただし、高島市の休日を定める条例（平成17年1月1日条例第2号第1条）に規定する本市の休日を除く。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ。（高島市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。メール件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

ただし、必ず電話で送信した旨伝え、所管課で着信したことを確認してください。

ウ 質問期限

令和8年10月9日（金） 15時までに必着

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

ホームページにおいて掲載する。

オ 回答日

令和8年10月16日（金）予定

(4) 業務提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

(7) 参加申込書

(イ) 業務提案書（様式は問わない。）

(ウ) 見積書（様式は問わない。）

※提出書類の詳細は、実施要領に従い、業務提案書は正1部、副7部の計8部を提出すること。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

(7) 持参による提出 令和8年10月26日（月）15時まで

(イ) 郵送による提出 郵便書留とし、令和8年10月26日（月）15時までに必着のこと。

(5) 業務提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和8年11月9日（月）（予定）

イ 実施場所 高島市役所 新館3階 会議室12

ウ 提案時間 35分以内

（※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。）

エ 質疑応答 10分間程度

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合、必要なプロジェクター等の使用機材や備品については、必要に応じて提案者にて用意すること。なお、使用する電子データは、業務提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

ク プレゼンテーションの時間等詳細については、別途通知する。

(6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知する。

ア 通知日 令和8年12月9日（水）予定

(7) その他

ア 失格となる業務提案書

業務提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (7) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (7) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における業務提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出された業務提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (オ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書による。